

大森山動物園園内植栽管理業務委託仕様書

1 業務委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2 植栽管理業務

除草	10,270㎡
プラタナスの剪定および整枝	44本
低木の冬囲い	215本

3 除草

- (1) 2回実施する。ただし、ふれあい広場周辺からビジターセンター周辺(3,060㎡)は3回実施する。
- (2) 刈込み時期について、2回実施は5月・7月、3回実施は5月・7月・9月を基本とし、委託者と協議の上、実施する。
- (3) 刈込み後の集草・積込み・運搬・処分は本業務に含む。
- (4) 処分にかかる費用は業務委託料に含む。

4 プラタナスの剪定および整枝

- (1) 10月上旬の剪定および整枝を基本とするが、委託者と協議の上、実施する。
- (2) 枝の積込み・運搬、処分は本業務に含む。
- (3) 処分にかかる費用は業務委託料に含む。

5 低木の冬囲い(縄囲い)

- (1) 冬囲いの実施と撤去時期は、委託者と協議の上、実施する。
- (2) 冬囲いで使用する縄の太さは8mmとする。

6 害虫駆除

- (1) 園路沿い(約460m)の樹木の害虫駆除剤を3回散布を基本とする。
- (2) 散布時期は、6月下旬・7月・8月上旬の閉園後(16時30分以降)とし、委託者と協議の上、実施する。

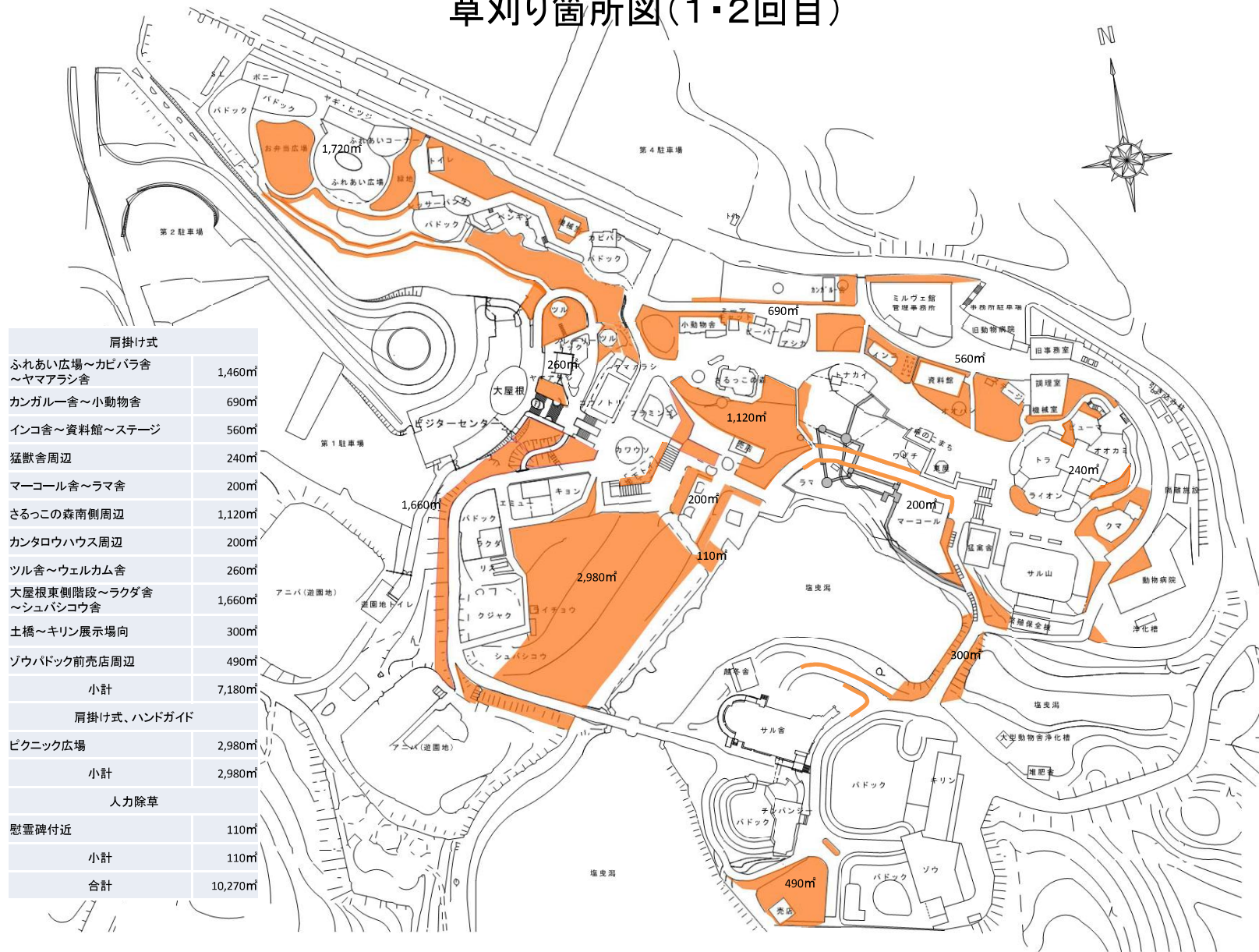
7 業務体制および報告

- (1) 受託者は、速やかに業務履行について管理をつかさどる業務主任者を選定し、委託者に通知する。
- (2) 受託者は、契約締結後速やかに業務工程表(年間計画表)を作成し、委託者に提出する。
- (3) 受託者は、各業務完了後、速やかに報告書を委託者に提出する。
なお、処分が伴う場合は、計量書等処分した数量が確認できる書類の写しを添付する。

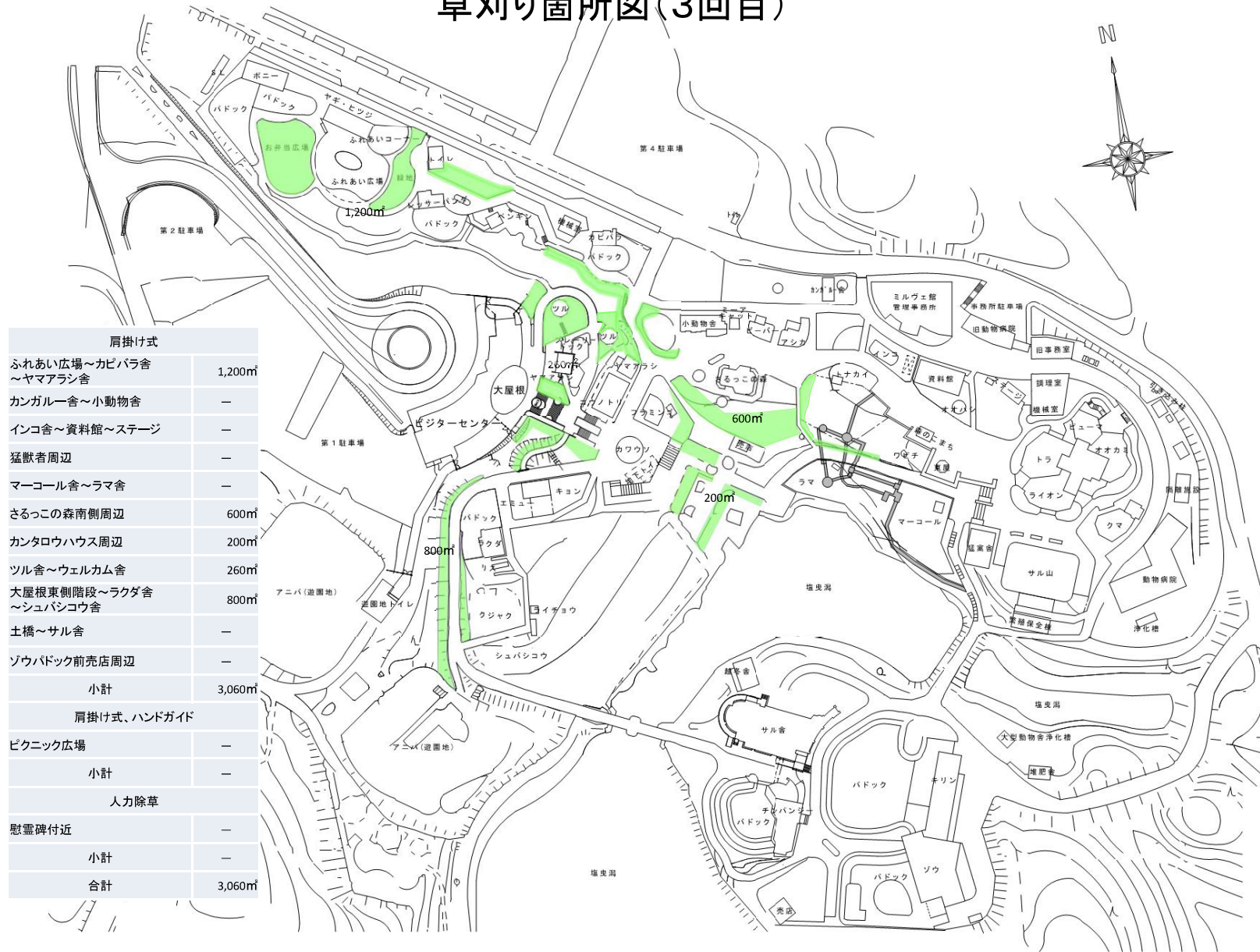
8 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に際して関係法令等を遵守するとともに、十分な安全管理を行う。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、その都度、委託者と受託者の協議により決定する。

草刈り箇所図(1・2回目)

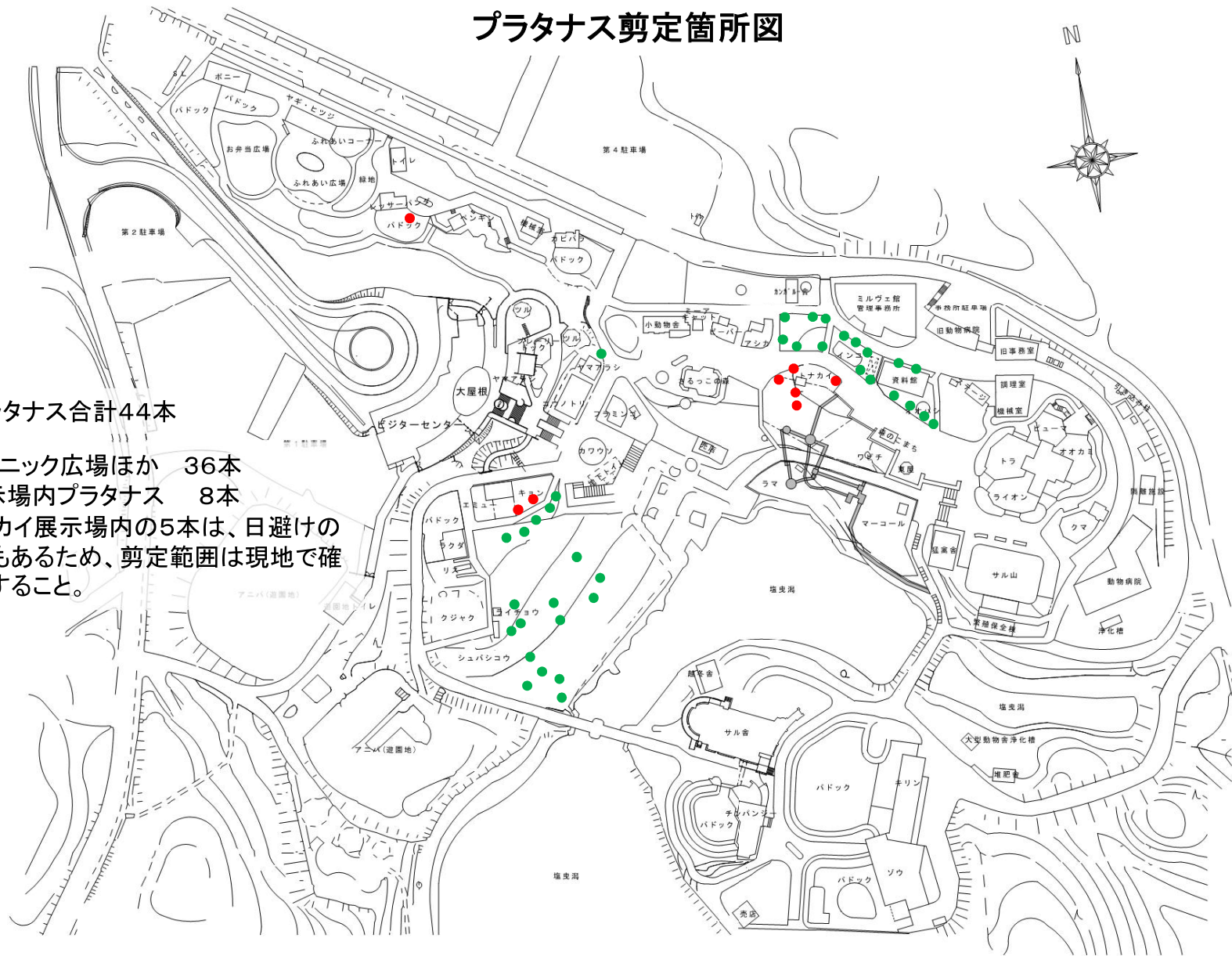


草刈り箇所図(3回目)



プラタナス剪定箇所図

プラタナス合計44本
ピクニック広場ほか 36本
展示場内プラタナス 8本
・トナカイ展示場内の5本は、日避けの目的もあるため、剪定範囲は現地で確認をすること。



冬囲い(低木枝おり)箇所図

